

各融資制度とあわせてご利用いただけます。

振興事業促進支援融資制度(注)

○一定の要件に該当する方は、各融資制度に定める利率から一定の利率を引き下げます。

ご利用いただける方	ご利用いただける融資制度	引下げ利率	
		-0.15%(年利)	-0.30%(年利)
生活衛生同業組合等から一定の会計書類を準備していることの確認および事業計画の確認を受けた方	振興事業貸付	生活衛生同業組合等から確認を受けた「振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書」の写しを提出された場合	左記に加え、生産性向上に資する計画に基づく取組みを行い、「生産性向上に係る事業計画書」の写しを提出された場合
	生活衛生新企業育成資金		
	生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金		
	福祉増進資金		

(注)融資限度額およびご返済期間は、各融資制度に準じます。

担保を不要とするご融資

○税務申告を2期以上行っている方にご利用いただけます。

担保を不要とする融資	融資限度額	ご返済期間
	4,800万円	各融資制度に定めるご返済期間以内

(注)これまでの事業実績や事業内容を確認するほか、所得税等を原則として完納していることを確認させていただきます。

○創業される方または税務申告2期末満の方で一般貸付、振興事業貸付、生活衛生新企業育成資金、生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金等をお使いいただく方にご利用いただけます。

新創業融資制度(注1)(注2)	融資限度額	ご返済期間
	3,000万円 うち運転資金1,500万円	各融資制度に定めるご返済期間以内

(注1)新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を1期終えていない方は、「創業時において、創業資金総額の10分の1以上の自己資金を確認できること」等の一定の要件に該当することが必要です。

(注2)「新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分であると認められる方」に限ります。

(注1) 上記のほか、経営者保証免除特例制度、設備資金貸付利率特例制度、創業支援貸付利率特例制度などの特例制度がございます。

(注2) 各種融資制度のご利用にあたっては、一定の要件に該当することが必要です。詳しくは支店窓口までお問い合わせください。

ご利用の手続き

○一般貸付

推せん書※
(申込金額が500万円以下の場合は不要)

ご相談

お申込

審査

ご融資

※推せん書は都道府県(生活衛生部局または生活衛生営業指導センター)が発行

(生活衛生営業指導センターとは、生活衛生関係営業の衛生水準の向上や健全経営のため、相談、指導等を行う公益財団法人です(各都道府県に設置)。)

○振興事業貸付

「振興事業に係る資金証明書」※
必要に応じて「振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書」等の写し

ご相談

お申込

審査

ご融資

※資金証明書等は生活衛生同業組合(振興計画の認定を受けている組合)が発行

(生活衛生同業組合とは、生活衛生関係営業のアドバイスなど、組合員をサポートする同業者団体です(各都道府県、業種単位で組織)。)